

## 議案第 45 号

伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年伊賀市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「法第 8 条の 2 第 14 項」を「法第 8 条の 2 第 12 項」に改める。

第 44 条第 10 項中「法第 8 条の 2 第 18 項」を「法第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

第 70 条中「法第 8 条の 2 第 17 項」を「法第 8 条の 2 第 15 項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。